

新潟県小学生バドミントン連盟加盟・登録 規定

- 1 新潟県小学生バドミントン連盟規約第6条により本規定を定める。
- 2 加盟金は、団体加盟 5,000 円、個人加盟 2,200 円とする。
- 3 登録料は、年間 1 人 1,000 円とする。ただし、その内訳は、日本バドミントン協会 500 円、日本小学生バドミントン連盟 200 円、新潟県小学生バドミントン連盟 300 円とする。
- 4 加盟・登録は、所定の様式により行う。
- 5 加盟・登録は、毎年度更新するものとする。
- 6 加盟団体は、単一の組織として、実際に活動している団体とする。
- 7 会員の二重登録及び、年度内の移籍は、できないものとする。
- 8 加盟・登録は、加盟書類と加盟金及び登録料が新潟県小学生バドミントン連盟事務局に届けられたときをもって手続き完了とみなす。

- 附 則
- 1 本規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
 - 2 本規定は、平成 16 年 3 月 14 日から一部改正し、実施する。
 - 3 本規定は、平成 18 年 3 月 11 日から一部改正し、実施する。
 - 4 本規定は、平成 20 年 3 月 9 日から一部改正し、実施する。
 - 5 本規定は、平成 21 年 3 月 20 日から一部改正し、実施する。